かんなで考えよう。 おは現市 子どもの権利フォーラム

日時: 平成 20 年 9 月 16 日 (火)

15 時 00 分~17 時 00 分

会場:札幌市男女共同参画センター3階ホール

1.はじめに

札幌市では、子どもにとって大切な権利と、それを保障するための大人の役割等を定める条例の制定に向けて取組を進めていますが、条例案は、平成 20 年第 2 回札幌市定例市議会において、さらに慎重な議論が必要であるとして、現在、継続審査となっています。

このフォーラムでは、これまで寄せられた様々な意見等を踏まえ、パネルディスカッション形式により、子どもの権利についての議論を深めたいと考えています。



2.プログラム



■ パネルディスカッション

【パネリスト】

吉田 恒雄 (駿河台大学法学部教授)

三谷 純子 (元ユニセフ広報官)

植村 敏視 (札幌市立中央中学校長)

上田 文雄 (札幌市長)

北原 敬文 (札幌市教育委員会教育次長)

【進行】

市川 啓子 (札幌学院大学人文学部教授)

- 会場からの質疑
- 閉会の挨拶



● 吉田 恒雄氏

駿河台大学法学部教授、法学部長。専門は民法(家族法) 児童福祉法。民法・親権制度の研究から 児童福祉に関心を持ち、児童虐待に関する法律問題や子どもの権利擁護の課題に取り組む。厚生労働省 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会委員(平成 19 年~)を務めるほか、自治体における子 どもの権利保障の施策にも詳しく、埼玉県子どもの権利擁護委員会委員(平成 15 年~平成 18 年) 川 崎市子どもの権利委員会委員(平成 14 年~平成 19 年) 日野市福祉オンブズパーソン(平成 13 年~18 年)などを歴任する。主な著書に、「児童虐待への介入 - その制度と法(編著・尚学社)」、「親族法・相 続法(共著・尚学社)」、「子ども支援の相談・救済(共著・日本評論社)」。

■ 三谷 純子氏

1991 年ユニセフニューヨーク本部ジュニアプロフェッショナルオフィサーとして赴任。国連カンボジア政府暫定機構で広報官として勤務ののち、「世界の子どもにワクチンを」日本委員会立ち上げに従事。クロアチアの国連難民高等弁務官事務所で、ボスニア戦争難民の第三国定住の仕事をした後、日本国際協力事業団(JICA)中国事務所で貧困対策調査実施。その後、ユニセフ中国事務所、アフガニスタン事務所、スリランカ事務所及びガーナ事務所で、ユニセフ広報官として広報戦略策定、メディア対応、スポーツイベント、コンサート等の企画、地元のメディア調査や研修、ビデオ写真記事等の作成監修などに従事。2007 年 12 月まで勤務。

● 市川 啓子氏

札幌学院大学人文学部教授。臨床心理士。専門は、家族心理学、スクールカウンセリングの理論。主な研究テーマは、子どもの不適応行動および親援助における臨床心理の役割。札幌学院大学において教鞭を執るほか、石狩市こども相談センター・センター長、北海道生涯学習センター・家庭教育カウンセラーとして、市民からの様々な相談に応じている。主な公職として、北海道教育推進会議副委員長(平成 17 年~) 滝川市子ども未来会議子育ちサポート市民グループアドバイザー(平成 19 年~)などを歴任する。札幌市子どもの権利条例検討会議副座長(平成 19 年~平成 20 年)



4.配布資料のご案内

● 資料1.札幌市子どもの権利に関する条例案

平成20年第2回定例市議会に提案した条例案です。現在、市議会において、継続審査となっています。条例案は、前文のほか、第1章から第8章までの計49条で構成されています。

● 資料2.平成20年第2回定例市議会に提出された条例案に対する陳情のまとめ

平成20年第2回定例市議会には、計720件(反対424件、条文の一部削除1件、賛成295件)の陳情が寄せられました。この資料は、反対・条文の一部削除、計425件の陳情について、主な意見をまとめたものです。

● 資料3.子どもの権利条約・日本ユニセフ協会抄訳

1989 年に国際連合で採択された児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の条文を分かりやすく解説したものです。

■ 資料4.札幌市子どもの権利に関する条例案と子どもの権利条約との対照表

条例案に定める 21 項目の「子どもにとって大切な権利」は、子どもの権利条約に規定する権利を踏まえて定めています。この資料は、その対照を表したものです。

メ モ

5 . これまでの主な取組

時期	項目
平成 15 年 7 月	施政方針「さっぽろ元気ビジョン」発表。 広く市民議論を高めながら、子どもの権利条例の制定に取り組むことを明記。
平成 17 年 4 月	「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」発足。 高校生委員、公募の市民を含む 25 人の委員で構成。以後、検討委員会において、懇談会、出向き調査、アンケート調査等を実施し、平成 18 年 5 月に、条例に盛り込むべき項目などをまとめた「最終答申書」を作成。
平成 18 年 2 月	「札幌市子どもの権利条例子ども委員会」発足。 小学生から高校生までの 32 人の委員で構成。「子どもにとって大切な権利」 などを議論し、同年7月に札幌市に提案。
平成 18 年 7 月	条例素案に対するパブリックコメントを実施。 検討委員会の最終答申書を踏まえて策定した条例素案に対して、市民意見の 募集(パブリックコメント)を実施。大人、子どもを合わせて、3,504 人の市 民から意見が寄せられる。
平成 19 年 2 月	「札幌市子どもの権利に関する条例案」を議会へ提案。 パブリックコメントに寄せられた意見などを踏まえて、条例案を作成。市議 会に提案したが、審議の結果、賛成少数により否決となる。
平成 19 年 6 月	施政方針「さっぽろ元気ビジョン 第2ステージ」発表。 子どもの権利条例の早期制定を目指すことを明記。
平成 19 年 8 月	札幌市子どもの権利条例検討会議設置。 救済制度を含め、条例全体について審議するため、検討会議を設置。平成20年2月1日に、より良い条例にするための当初条例案に対する修正の考え方と、 新たな救済機関設置に関する基本的な枠組みについて、答申をいただく。
平成 20 年 2 月	条例素案に対する2回目のパブリックコメントを実施。 当初の条例案に対する修正の方向性と、救済制度について条例に盛り込む項目案に対して、2月28日から3月28日までの間、市民意見の募集(パブリックコメント)を実施。大人、子どもを合わせて、383人の市民から意見が寄せられる。
平成 20 年 5 月	条例案を議会で審議 平成 20 年 5 月 22 日招集の第 2 回定例市議会に条例案を上程。 6 月 2 日、 3 日の文教委員会において、条例案、陳情 720 件が審議されたが、慎重な議論が 必要であるとして、継続審査となった。